

# 意見発表実施要項

1. 日 時 11月10日(土)

2. 会 場 日本青年館

## 3. 目 的

青年が日々地域社会と関わりながら暮らす中で、自分が頑張っていること、また率直に感じている不安や思いなどを体験に基づき自由に言葉にして発表することを目的とする。

## 4. テーマの例(発表はこの例に限らない)

\*自分や仲間の体験から考える、今の日本社会や世界に言いたいこと。

\*2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、地域や暮らしをより良くしていくために、スポーツや芸能文化活動、青年活動などを通じて、若者にできること。

\*国際的なボランティアや国際交流、また地域の外国人との関わりなど、国際的な視野を持った意見。

\*自分たちの暮らす地域の問題や、地域をより良くするための意見。

\*恋愛や結婚、家族、男性や女性の抱える問題について考えること。

\*青年活動における仲間づくりや組織づくりについて考えること。

## 5. 発表者

発表は個別に行なうものとする。

## 6. 発表時間

1人8分以上10分以内とする(400字詰め原稿用紙7~8枚程度)。別に質疑応答3分以内。

## 7. 発表順序

主催者にて定める。

## 8. 掲示物

発表のための必要な掲示物の大きさは原則として120cm×150cm以内とする(その他、補助機材としてプロジェクター(パソコン)、スライド、ビデオ等の視聴覚機材の使用もできる)。

## 9. 参加資格

(1)本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし、各都道府県選手団役員(団長、副団長、総監督、総務)、監督はこの限りではない。

①1983(昭和58)年4月2日から2003(平成15)年4月1日までに出生した者。

②2018(平成30)年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住する者。

③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。

④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。

(2)日本青年団協議会正会員または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。

(3)参加者は医師の健康診断を受け、健康であることが証明された者とする。

(4)国内外で職業競技者(演技者・技術者)としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。

(5)過去において、次に掲げる大会に出場した者は参加できない。

(ア)NHK青年の主張全国コンクール全国中央大会

(イ)NHK青春メッセージ全国中央大会

(6)無資格の発表者が発見された場合、当該発表者を失格とする。

## 10. 参加申込

(1)締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。ただし、本人が病気、けがで入院するなど参加不可能の場合、医師の診断書を、10月20日(土)必着で大会本部に提出すれば参加登録は抹消する。

(2)発表原稿(写)2部を大会申込書と同時に提出すること。なお、原稿(写)は返却しない。

## 11. 表 彰

(1)賞状は、優秀なものに最優秀、優秀、努力賞等を授与する。

(2)メダルは最優秀賞、優秀賞、努力賞等の受賞者に授与する。

(3) 楯は、最優秀賞、優秀賞の受賞者に授与する。

## 12. 諸注意

(1) 監督会議には出場者が必ず出席すること。(日時は主催者にて別途定める)

(2) 発表時間

① 発表時間は厳守すること。

② 質疑時間は3分で、審査員の質問を優先する。時間に余裕がある場合、客席から発表内容についての質問を受け付ける。

③ 8分で予鈴(チン)を鳴らし、2分後本鈴(チンチン)を鳴らす。

(3) 発表順

① 発表順序の変更は原則として認めない。

② 他人の発表を聞くことは大切である。また、棄権者がある場合も考えられるのでおよその見当をつけて1時間から1時間半くらい前には会場に来ていること。

③ 2人前には指定の席に着くこと。

④ 順番が来ても会場に来ていない時には棄権とみなすので注意すること。

(4) 資料

① 掲示場所に限りがあるので、掲示の方法を考えておくこと。

② 掲示資料および視聴覚機材等を使用する場合は事前に事務局に連絡すること。

③ 掲示、撤去については当該県で手伝えること。

④ 発表時、資料を有効に使うよう気をつけること。

(5) 優秀者の決定

① 全員の発表が終了した後、審査委員会を開き、慎重審議して数名の優秀者を決定する。

② その内最優秀賞を1名、優秀賞を1名、努力賞を2名以内で定める。

③ 再発表については、別途定める。

(6) 講評・閉会

① 審査終了後、審査員長から意見発表全般について講評を行う。

② 講評の後、閉会行事を行い、優秀者に対し表彰状および楯を授与する。

③ 表彰式後、全発表者と審査員との合評会を行う。

## 13. 審査基準

審査に当っては、発表内容について70%、発表態度30%として採点するので、話し方、発声、資料の使い方等にも気をつけること。

・日常生活の体験に基づいているかどうか。

・青年の正義感に基づいているかどうか。

・男女共同の社会観に基づいているかどうか。

・青年が、地域社会、仕事、教育の場でぶつかってきた課題にどのように向き合い、対処したかが表現されているか。

・自分自身で勉強をし、研究をし、発表しているかどうか。又、内容の具体性があるかどうか。

## 14. 東日本大震災に伴う参加資格の特例について

震災による被害状況及び影響等を考慮し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 の6県を本特例の適用対象となる被災地域県(以下、「特例対象県」とし、前記参加資格を満たした上で、当該被災地域県からの避難等により、2011(平成23)年3月11日以降移動せざるを得なかった場合、避難前に在住していた県から参加することができる。ただしこの場合、2011(平成23)年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住していた者であることを当該県選手団長が証明する書類を提出することを条件とする。なお、書式については別途指定する。

## 15. その他

(1) 基準要項、芸能文化の部基準要項に定めるところによる。

(2) 参加者の宿舎は、本部が指定した宿泊施設とする。またその決定は、本部が別途行う。各都道府県や出場チームから直接旅館に申し込むことや指定以外の宿舎に宿泊することは認めない。

(3) 記載のない内容については主催者で判断する。

